

議案第 17 号
議決第 号

始良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
件

始良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（平成31年）2月18日提出
始 良 市 長 湯 元 敏 浩

始良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

始良市水道事業の設置等に関する条例（平成22年始良市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(8) 新留地区飲料水供給施設

ア 給水区域 蒲生町白男の一部

イ 給水人口 83人

ウ 1日最大給水量 55立方メートル

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。